

全訂

地方自治法コンメンタールの決定版
地方自治法の改正にいち早く対応!

注釈 地方自治法

■編集

成田頼明 (横浜国立大学名誉教授)

園部逸夫 (元最高裁判所判事)

金子 宏 (東亜大学教授)

塩野 宏 (東京大学名誉教授)

磯部 力 (立教大学教授)

小早川光郎 (東京大学教授)

本書の特色

- ◆ 逐条ごとに総合的・体系的に解説!
- ◆ 沿革・立法趣旨までも明確化!
- ◆ 理論と実務を一体化!
- ◆ より深い研究の手引きに!



体裁 / A5判・加除式・全3巻
定価 / 本体20,000円+税



内容見本 〈縮小〉

■逐条ごとに総合的・体系的に解説！ 地方分権時代に欠かせない地方自治法の 解釈のための決定版！

Point 2

立法の趣旨や改正の経緯についても明示し、解釈上の根拠を示しています。

四号訴訟の参加的効力は、第二段目の訴訟においても、訴訟告知がされている以上、原告である地方公共団体と被告である当該職員又は相手方との間に及ぶと解されるが、長と地方公共団体とは別人格であるとの解釈あることから、本条四項は、参加的効力について明文の規定を置いた。
四号訴訟の判決の結果、当該普通地方公共団体がその長に第二段目の訴訟を提起することになった場合、長が当該普通地方公共団体を代表することになると、利益相反となるので、そのような場合は、代表監査を表することになっている（五項）。

〔自治〕

（訴訟の提起）

第二百四十二条の三 前条第一項第四号本文の規定による訴訟について、命ずる判決が確定した場合には、普通地方公共団体の長は、当該日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の五日を前項に規定する場合において、当該判決が確定した日から六十日以内、当該請求による返還金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

3 前項の訴訟の提起については、第九十六条第一項第十二号の規定にかかわらず、当該普通地方公共団体の議会の議決を要しない。

4 前条第一項第四号本文の規定による訴訟の裁判が同条第七項の訴訟告知を受けた者に対してその効力を有するときは、当該訴訟の裁判は、当該普通地方公共団体と当該訴訟告知を受けた者との間においてもその効力を有する。

5 前条第一項第四号本文の規定による訴訟について、普通地方公共団体の執行機関又は職員に損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合において、当該普通地方公共団体の長に当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起するときは、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。

本条：追加（平一四法四号）

第二百四十二条の三（訴訟の提起）

五二八

Point 1

現行条文を枠囲みで表示。新たに追加となった条文もいち早く掲載しています。

Point 3

解説中に引用した学説や論文などは、その著者名・書名・頁等明示したので、より深い研究の手掛りになります。

なお、市町村の構成要素である土地・住民が、ダム建設に伴う水没や過疎化の進行による全員離村等によって存在しなくなり、事実上廃止と同様の事態が生ずるとしても、当該市町村がそれだけで法律上当然に消滅するわけではない。

〔1〕 杉村章三郎監修・地方自治要覧四一頁、入江俊郎「古井喜実、逐條地方自治法提要」四〇四頁、松本・遼条七三頁、本条一項の規定による市町村の廃置分合に関する事務は、国の事務であって都道府県の事務ではないとする判例（東京地判昭和五年三月二十四日判例集一一卷三三六八頁）があるが、地方分権一括法施行後は、一号法定受託事務といえども、都道府県の事務となったことに留意すべきである。

〔2〕 杉村章三郎・地方自治法（増補改訂版）八四頁、八五頁、杉村「室井・自治五五頁」

〔3〕 八郎潟については、当時の地方自治法の関係規定では措置できないので、新たに「大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律」（昭和三十九年法律一〇六号）を制定して、内閣が関係普通地方公共団体の意見をきいて新村を設置することとした（二条、奄美群島については、「奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律」（昭和四十二年法律八三号）一八条、沖縄については、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」（昭和四十六年法律二九号、七条参照。このうち小笠原諸島の場合には、「地方自治法……第五条第一項……及び第七条第一項……の規定にかかわらず、この法律の施行の日に、東京都に属する小笠原諸島の区域をもって小笠原村を置く」（一八条）という規定になっている。

〔4〕 判例解説II和田英夫・自研三七卷一三九頁

二 市町村の廃置分合・境界変更の手續

（一） 関係市町村の申請

第七條（市町村の廃置分合及び境界変更）

説をも広く紹介しながら水準の高い解説を展開!

内容構成 (抜粋)

序説	第11章	国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係
第1編 総則	策12章	大都市等に関する特例
第2編 普通地方公共団体	第13章	外部監査契約に基づく監査
策1章 通則	第14章	補則
策2章 住民	第3編 特別地方公共団体	
策3章 条例及び規則	(第1章 削除)	
策4章 選挙	第2章 特別区	
策5章 直接請求	第3章 地方公共団体の組合	
策6章 議会	第4章 財産区	
策7章 執行機関	第5章 地方開発事業団	
策8章 給与その他の給付	第4編 補則	
策9章 財務		
策10章 公の施設		

第二編 普通地方公共団体 第九章 財務

本条は、四号訴訟の判決があった後の手続を定める。

一 長による直接の請求 (一項)

四号訴訟により、損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合、普通地方公共団体の長は、判決で命ぜられたとおりの請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を当該職員又は相手方に対して請求しなければならない。請求の期限は、判決確定の日から六〇日以内である。

二 訴訟による請求 (第二段目の訴訟)

当該職員又は相手方が長に対して判決の趣旨に従った支払を判決確定の日から六〇日以内に行わない場合は、民事訴訟による請求をしなければならない。この訴訟の原告は当該地方公共団体であり代表者は、特段の委任等がされていない限り、当該地方公共団体の長である。

この訴訟の提起について、当該普通地方公共団体の議会の議決(九六条一項二号)は不要とされる。上訴の場合

五二八二

■地方自治法の研究・実務における第一線の編集委員・執筆陣による著作として信頼の高い内容となっています。

執筆者一覧 (五十音順)

秋田 周 (元新潟大学教授)	北村 喜宣 (上智大学教授)	寺 洋平 (茨城大学准教授)
荒 秀 (筑波大学名誉教授)	栗本 雅和 (南山大学准教授)	戸松 秀典 (学習院大学教授)
磯部 力 (立教大学教授)	交告 尚志 (東京大学教授)	成田 頼明 (横浜国立大学名誉教授)
稲葉 馨 (東北大学教授)	小高 剛 (大阪市立大学名誉教授)	西谷 剛 (国学院大学教授)
植村 栄治	小早川 光郎 (東京大学教授)	畠山 武道 (上智大学教授)
薄井 一成 (一橋大学准教授)	斎藤 誠 (東京大学教授)	早坂 禧子 (桐蔭横浜大学教授)
碓井 光明 (明治大学教授)	櫻井 敬子 (学習院大学教授)	原田 尚彦 (東京大学名誉教授)
遠藤 文夫 (元東海大学教授)	佐藤 英善 (早稲田大学教授)	濱 秀和 (弁護士)
大貫 裕之 (中央大学教授)	三辺 夏雄 (東亜大学教授)	廣田 達人 (横浜国立大学准教授)
大橋 洋一 (学習院大学教授)	塩野 宏 (東京大学名誉教授)	藤原 静雄 (筑波大学教授)
小幡 純子 (上智大学教授)	鈴木 庸夫 (千葉大学教授)	藤原 淳一郎 (慶應義塾大学教授)
金子 宏 (東亜大学教授)	園部 逸夫 (元最高裁判所判事)	古居 儔治 (元内閣法制局参事官)
金子 正史 (同志社大学教授)	高橋 滋 (一橋大学教授)	保木 本一郎 (国学院大学教授)
神橋 一彦 (立教大学教授)	多賀谷 一照 (千葉大学教授)	村上 武則 (近畿大学教授)
木佐 茂男 (九州大学教授)	常岡 孝好 (学習院大学教授)	山下 淳 (関西学院大学教授)

末永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録(有料)」と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

====ここが魅力====

何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができる！

追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる！

法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的！

商品を手にとって検討したい...

商品をお手にとって検討したいというお客様は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

購入後のメンテナンスは？

追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行います。

その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

追録は購入しなければならないの？

常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしています。

追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。

ご利用条件については、商品ごとの「利用規約(規程)」でご案内しています。

年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

申し込み方法は？ 支払いは？

お申し込み方法は以下からお選びください。

下記フリーダイヤルにてお申し込みください。

弊社ホームページ

ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご活用いただけます。

本カタログと併せてお届けした**申込書**にご記入の上、弊社宛にお申し込みください。

お客様の地域を担当する**弊社社員**にお申し込みください。

お申し込みをいただいた後、商品(台本)と請求書をお届けいたします。

お支払い方法(一括払い・分割払い等)やお支払いの時期については、同封の申込書に記載しています。ご不明な点は下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

商品に関するご照会・お申し込み・追録差し換えのご依頼は

TEL ☎ 0120-203-696
FAX ☎ 0120-202-974

お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用ください。フリーダイヤル(TEL)の受付時間は土・日・祝日を除く9:00~17:30です。FAXは24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

ホームページからのお申し込みは

第一法規

検索

<http://www.daiichihoki.co.jp>

クレジットカードでもお支払いいただけます。追録(有料)は、請求書でのお支払いとなります。



第一法規 株式会社

本社

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

担 当



612890 [0910]

注釈自治 (612895) 2010.7 H3